

「しんきん通帳アプリ」定期預金取り扱い開始について

山梨信用金庫（理事長：山土井 浩一）は、令和8年6月1日（月）より、「しんきん通帳アプリ」内において総合口座担保定期預金の取り扱いを開始いたします。

アプリ内で総合口座担保定期預金（スーパー定期預金並びに大口定期預金）の新約および解約ができるようになります。

また、当金庫は、令和8年11月16日（月）に創立100周年を迎えます。地域の皆さまに支えられ創立100周年を迎えられることに感謝を込めて、特別商品を令和8年4月1日（水）より販売開始しております。そして、「しんきん通帳アプリ」内においても特別定期預金「ともに100」の取り扱いを開始いたします。

当金庫は、地域に根差した信用金庫として、地域の皆さまとともに「これから100年」に向けて歩んでまいりますので、引き続きのご支援ご協力をお願いいたします。

創立100周年記念定期預金
ともに100

通帳アプリ
でお預入れ

1年	3年
年0.80%	年1.00%

お取扱期間:令和8年4月1日(水)~令和9年3月31日(水)

※上記金利は税引前の金利です。お利息には税金がかかります。
※お取扱期間内であっても募集総額に達し次第、取扱を終了とさせていただきます。

募集総額
200億円

詳しくはこちら

【本件に関するお問い合わせ先】

山梨信用金庫 営業統括部

TEL 055-225-0207

以上

特別定期預金 ともに100

■ 商品案内 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

お預け入れ期間	・スーパー定期預金 1年・3年(自動継続扱い)	・大口定期預金 1年・3年(自動継続扱い)
お預入金額	・10万円以上 1,000万円未満(新規預入に限らせていただきます。)	・1,000万円以上(新規預入に限らせていただきます。)
募集総額	・200億円 ※募集総額に達した時点で終了させていただきます。	
払戻し	・満期日以後に一括して払戻いたします。	
お 利 息	適用金利	通帳アプリにてお預入れの方 ・1年定期 0.80% ・3年定期 1.00% ・満期日以後の利率は継続日におけるスーパー定期預金・大口定期預金の店頭表示利率を適用いたします。
	利払方法	・個人(個人事業主を含む) 1年:単利 3年:複利 6カ月毎に単利計算により発生した利息を、次回計算する際の元本に加え利息を算出し、満期日以後に一括して支払います。 ・法人:単利 中間利払は預入日の1年毎の応当日に行われます。中間利払利率は約定金利に70%を乗じた利率(小数点第4位以下切捨て)とします。中間利息の取扱い方法は、口座振替とします。
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算により計算いたします。
税金	令和19年12月31日までに受け取るお利息については復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。法人のお客様については、地方税の特別徴収を行いませんので、国税15.315%のみとなります。	
付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせば、マル優のお取扱いができます。	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。 スーパー定期扱い 1年定期 ・預入期間が6ヵ月未満の場合……………約定利率×30% ・預入期間が6ヵ月以上の場合……………約定利率×50% 3年定期 ・預入期間が6ヵ月未満の場合……………約定利率×30% ・預入期間が6ヵ月以上の場合……………約定利率×40% ・預入期間が1年以上の場合……………約定利率×50% ・預入期間が1年6ヵ月以上の場合……………約定利率×60% ・預入期間が2年以上の場合……………約定利率×70% ・預入期間が2年6ヵ月以上の場合……………約定利率×90%	満期日前に解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。 1年定期 ・預入期間が6ヵ月未満の場合……………約定利率×30% ・預入期間が6ヵ月以上の場合……………約定利率×50% 3年定期 ・預入期間が6ヵ月未満の場合……………約定利率×30% ・預入期間が6ヵ月以上の場合……………約定利率×40% ・預入期間が1年以上の場合……………約定利率×50% ・預入期間が2年以上の場合……………約定利率×60%
金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
参考事項	・通帳アプリにてお預入れの場合、総合口座の定期預金となります。 ・通帳アプリでは、総合口座担保定期の新約取消および解約取消はできません。取り消す場合は、ご来店いただく必要があります。 ・元利自動継続のもので継続後の元金残高が1,000万円以上となる場合は、自動継続されません。 ・自動継続されない場合の預入期限以後の利息は、預入期限から解約日または書替日の前日までの日数について、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。	・通帳アプリにてお預入の場合、総合口座の定期預金となります。 ・通帳アプリでは、総合口座担保定期の新約取消および解約取消はできません。取り消す場合は、ご来店いただく必要があります。 ・自動継続されない場合の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替日の前日までの日数について、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

苦情処理措置・紛争解決措置	<p>■苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引のある本支店または本部コンプライアンス室/お客様相談室(9時-17時、電話:0120-454-585)までお申し出ください。また、当金庫のほか全国しんきん相談所(9時-17時、電話:03-3517-5825)および関東地区しんきん相談所(9時-17時、電話:03-5524-5671)で苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>■紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター並びに山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記コンプライアンス室/お客様相談室または上記の全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
---------------	---

◎詳しい内容については、窓口または担当者までお気軽におたずねください。

